

令和7年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和7年9月2日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | |
|-------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 報告第 6 号 | 令和6年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について |
| 第 5 承認第10号 | 令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 6 承認第11号 | 令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 7 議案第52号 | 令和6年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について |
| 第 8 議案第53号 | 令和6年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第 9 議案第54号 | 令和6年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第10 議案第55号 | 永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 議案第56号 | 永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第12 議案第57号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の制定について |
| 第13 議案第58号 | 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 議案第59号 | 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 議案第60号 | 永平寺町場外離着陸場設置条例の制定について |
| 第16 議案第61号 | 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について |

- 第17 議案第62号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第18 議案第63号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第19 議案第64号 松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約締結について
- 第20 議案第65号 永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結について
- 第21 議案第66号 上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結について
- 第22 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第23 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 1番 | 中村 | 勘太郎 | 君 |
| 2番 | 長岡 | 千恵子 | 君 |
| 3番 | 川崎 | 直文 | 君 |
| 4番 | 朝井 | 征一郎 | 君 |
| 5番 | 清水 | 紀人 | 君 |
| 6番 | 金元 | 直栄 | 君 |
| 7番 | 森山 | 充 | 君 |
| 8番 | 清水 | 憲一 | 君 |
| 9番 | 滝波 | 登喜男 | 君 |
| 10番 | 齋藤 | 則男 | 君 |
| 11番 | 上田 | 誠 | 君 |
| 12番 | 松川 | 正樹 | 君 |
| 13番 | 楠 | 圭介 | 君 |
| 14番 | 酒井 | 圭治 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	和 田 真 生 君
教 育	長	竹 内 康 高 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課	長	多 田 和 憲 君
契 約 管 財 課	長	朝 日 清 智 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	原 武 史 君
総 合 政 策 課	長	江 守 直 美 君
会 計 課	長	吉 田 正 幸 君
住 民 税 務 課	長	池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課	長	高 嶋 晃 君
子 育 て 支 援 課	長	清 水 智 昭 君
農 林 課	長	島 田 通 正 君
商 工 観 光 課	長	寺 岡 孝 純 君
建 設 課	長	竹 澤 隆 一 君
えい住 支 援 課	長	長 瀬 武 英 君
上 下 水 道 課	長	勝 見 博 貴 君
地 域 づ くり 応 援 課	長	鈴 木 克 幸 君
学 校 教 育 課	長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課	長	源 野 陽 一 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	波多野 清 志 君
書 記	清 水 和 仁 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前１０時００分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る８月２６日、町長より令和７年第４回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましてはご健勝にて、ここに本定例会が開会できますこと厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、議会開催中の服装、ノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、１４名で定足数に達しております。

これより、令和７年第４回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第１ 会議録署名議員の指名～

○議長（酒井圭治君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、７番森山議員、８番清水憲一議員を指名します。

～日程第２ 会期の決定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日９月２日から９月２４日までの２３日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日９月２日から９月２４日までの２３日間に決定いたしました。

～日程第３ 諸般の報告～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が、監査委員より提出されております。

その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和7年第4回永平寺町議会定例会の開会にあたり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

日中は真夏かと思われるような残暑が続いております。

夕暮れ以降は、虫の音に秋の訪れを感じるようになってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

また、ますますご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

先月23日に開催しました第38回永平寺町大灯籠流しは、暑いながらも天候に恵まれ、約1万8,300人の方々にご来場いただきました。

今年度は、合併20周年記念となる節目の開催となりました。

本町を思う地元中学生から、大学生までの若者約30名の方々にも、特別部会に参加いただき、新たな企画となるスカイランタンを実施しました。

また、お子さん向けの縁日や、ゲームも例年以上に盛り上げていただくなど、広い世代の数多くの皆様の力を集結したイベントとなりました。

この場をお借りしまして、関係者の皆様に深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、全国的に過去の最高気温を上回る猛暑に伴い、熱中症による緊急搬送が増加しているものの、本町におきましては、クーリングシェルターや＃7119等の広報周知により、熱中症での搬送は数件にとどまっております。

また、九州地方や能登地方で発生した、線状降水帯による大雨被害も、県内への影響はありませんでした。

しかし、これからの台風時期を迎えるにあたり、住民の皆様には、地域防災、

防犯講座や、消防における指導訓練の内容を、もう一度ご確認いただき、命を守る行動を第一優先に、台風や豪雨に備えていただけたらと思います。

続いて、子供の遊び場関連について申し上げます。

7月29日には、子供の遊び場遊具整備事業のプロポーザル審査委員会を開催しまして、先月1日には、委員長より結果報告を受け、遊具設置事業者を決定いたしました。

事業者提案では、まちを感じる、まちを創る、まちと育つ、の3つの軸で構成する町育の遊び場をテーマに、子供たちがのびのびと遊び、体を動かし、想像力を育みながら、ほかの子供たちとの関わりを学べる遊び場となっております。

今後は、幼児園、幼稚園、こども園に通園しているご家庭を対象に、遊び場の愛称募集を募るとともに、年内の完成に向けて、同じ施設内にある、こども家庭センターえいぷらっと、子供の遊び場やニュースポーツ広場などと連携していくことで、子供たちの心身の健やかな成長を図る機能となるよう進めてまいります。

続いて、学校関連について申し上げます。

夏休みも終わり、町内の小中学校では、子供たちが元気に登校を再開しております。日焼けした顔には夏の経験を通じて、一段と成長した様子を拝見することができ、大変うれしく思っております。

一方で、依然として厳しい残暑が続いており、熱中症への十分な対策が求められております。

学校現場においても、小まめな水分補給や空調の適切な利用など、予防策を徹底することで、子供たちの健康と安全を守るよう、引き続き取り組んでまいります。

現在進めている、全ての小中学校の体育館への空調設備導入については、実施設計業務が完了し次第、速やかに工事発注へと移行する予定です。

本事業が、熱中症対策の一助となることを大いに期待しているところでございます。

部活動関連では、各学校団体が中体連などの県大会や、その後の上位大会ですばらしい成績を収められました。

上志比中学校吹奏楽部は金賞を受賞、福井永平寺ブルーサンダーは男子の部で準優勝するなど、大会で目覚ましい活躍をされました。

先月23日から開催された、全国中学校ハンドボール大会に出場された福井永平寺ブルーサンダーは、惜しくも初戦敗退となりましたが、貴重な経験を糧とし

ていただき、今後のさらなる活躍を期待しております。

また、来月には上志比中学校吹奏楽部が、東日本学校吹奏楽大会へ出場されます。日頃の練習の成果を存分に発揮し、上位入賞を目指して頑張っていたきたいと思います。

続いて、生涯学習関連について申し上げます。

全国高等学校総合体育大会でも、町内在住2名の選手が活躍されました。

フェンシング男子エペ個人競技では、北陸高等学校3年の佐々木碧さんが準優勝、アーチェリー女子団体では、鯖江高校3年の黒田蒼衣さんが4位とそれぞれすばらしい成績を残されました。

本町の選手が高校総体で優秀な成績を収められたことは、本町にとっても大変喜ばしいことです。

2名の選手には、心からお祝い申し上げるとともに、今後のさらなる活躍を期待しております。

また今月6日には、プロハンドボールリーグ、リーグHの2025シーズンが開幕します。

今月15日には、セーレン・ドリームアリーナにおいて、ホーム開幕戦が行われます。

昨シーズン、惜しくも逃したプレーオフ出場と過去最高の成績を目指し、男子日本代表監督経験もある、それは酒巻新監督のもと、チーム一丸となって頑張っていたきたいと思います。

また、今年1月の臨時議会で予算の議決をいただきました、緑の村ふれあいセンター体育館、天井改修工事及び上志比文化会館ホール天井改修工事の進捗については、両工事とも今月末の完成を目指して順調に進めており、予定どおり来月初旬から施設利用を再開いたします。

続いて、物価高騰対策関連について申し上げます。

総務省が公表している消費者物価指数が、前年同月比3%の上昇となっており、生活必需品などの高騰が国民の生活に大きく影響していることを改めて実感しております。

本町では、住民の皆さんの生活を支える事業として、生活応援券事業をスタートしています。

国の重点支援地方交付金を活用して、約1万7,500人の住民の皆様に4千円分のお買物券を配布させていただきました。

先月末時点の応募券の換金率は約4割で、お盆などで飲食や生活関連の消費が高まる時期ということもあり、住民の皆様の生活を応援及び町内での消費を後押しし、地域経済活性化につながったと町商工会からも伺っております。

また、今年度も国の一般会計予算の予備費を財源とした物価高騰対策重点支援地方交付金が、本町に1,028万1千円配分されております。

本定例会で、関連予算を一部計上させていただいておりますので、事業遂行へのご理解をよろしくお願いいたします。

その他、昨年度には、住民税及び所得税に対して、定額減税及び調整給付を実施いたしましたが、また所定の減税額に達していない方に対して、追加で不足額を給付いたします。

対象となる皆様には、通知を順次発送しており、年内には給付金を届けることができるよう、速やかに取り組んでまいります。

続いて、農業関連について申し上げます。激化する米の集荷競争の中、JAは2025年産コシヒカリの前払い金を、去年の1.7倍となる。60キロ2万9千円、ハナエチゼンは2万8千円、いちほまれは3万400円と決定しました。

需要見通しの甘さによる生産量不足から、いわゆる令和の米騒動にまで発展し、備蓄米放出や、輸入米増量を通して、国は減反から増産体制にかじを切る方針を打ち出しました。

そのような中、記録的な猛暑と少雨による深刻な水不足が発生し、コシヒカリやいちほまれの出水期を前に、水源が干上がる異常事態となりました。

本町としましては、いち早く現場状況を確認し、7月には農産物渇水対策室を農林課内に設置した上で、農家組合及び土地改良区への負担軽減を図るため、井戸水や散水車を使って水を田んぼに運ぶなどの、渇水対策支援に係る予算を計上させていただきました。

また、肥料価格の上昇が、園芸などを主とした農家の経営に深刻な影響を与えていることから、主食用米以外の酒米や地域振興作物等の生産者への支援の関連予算を、本定例会で計上させていただいております。

米政策の大きな転換期を迎える中、高齢化や担い手の減少、耕作放棄地などの課題を踏まえて、国や県が今後どのような方針や政策を打ち出していくのかにも注視しつつ、現場の声に耳を傾け、農家の皆さんが、持続的に経営できるように支援と環境整備を進めてまいります。

続いて、高齢者福祉関連について申し上げます。

今月20日に、永平寺生活改善センター、志比北幼稚園及び志比北小学校で、高齢者を対象とした住民参加型の健康イベント、永平寺町シニア元気フェスタを開催いたします。

参加される皆様には、3つの会場を巡っていただきながら、体を動かしつつ、頭も使って楽しんでいただける健康イベントを予定しております。

具体的には、近年、高齢者の間で人気が高まっている、eスポーツや健康マージャン、年齢や体力にかかわらず気軽に楽しめるニュースポーツ、健康によい影響を与えるカラオケや、ウォーキングなどを体験していただきます。

また、脳神経内科や循環器内科の専門医等による健康講話や、エンディングノートを活用啓発、健康相談会なども開催し、日々の生活の中で健康寿命の延伸を意識した行動や習慣を身につけていただきます。

このイベントが、仲間や友人、他世代との交流をさらに深めるとともに、新たな出会いや発見を通じて、人生の後半期をより豊かに過ごすきっかけ作りの催しとなることに、期待を寄せているところです。

続いて、住民協働管理について申し上げます。

本町をフィールドに、ここだから、ここらしく、ここから、をキーワードとしたチャレンジを応援する、永平寺町ココカラットプロジェクトを始動しました。

町内在住及び町内通勤者等を対象に、参加者募集をしましたところ、20代から40代の12名の方々から参加申込みがありました。

今月6日に、キックオフミーティングの開催を予定しており、体験イベントや勉強会を通じて、来年度のチャレンジ実践に向けた、プラン立案などを行ってまいります。

このチャレンジが、何カラットもの輝きを放つ宝石のように、価値ある成果へと結実するよう本町がサポートを行い、若者の定着や地域活性化につなげていきたいと考えております。

続いて宅地造成管理について申し上げます。

清水地区の3区画分譲については、先日、最後の区画の契約を締結し、昨年10月の販売開始から約10か月間で完売となりました。

また、東古市地区の宅地造成工事については、年内完成を目途に、先月中旬より工事に取りかかっております。

公共交通機関、幼稚園及び学校等の公共施設に近い好立地であることから、分譲開始後早い段階で完売することが予想されます。

そこで、工事の完成を待たず、先行して販売することで、宅地購入のニーズを早期に把握し、今後の宅地造成の時期や規模などについて、早い段階で検討していきたいと考えております。

続いて、廃棄物処理関連について申し上げます。

近年リチウムイオン蓄電池及び、小型充電式電池製品類の混入による、廃棄物処理施設等での火災事故が全国的に頻発しており、深刻な課題となっております。

本町におきましては、本町及び各支所に回収ボックスを設置し、分別収集を実施しております。

今後も、住民の皆様への周知徹底を図り、引き続きリサイクルの推進、ゴミの減量化に取り組んでまいります。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、報告が1件でございます。

報告第6号は、令和6年度決算に伴い、財政健全化判断比率等を取りまとめたので、5つの財政指標について報告するものでございます。

続いて、承認が2件でございます。

承認第10号及び承認第11号は、一般会計予算の補正を7月10日付及び7月28日付で、それぞれ専決処分させていただきました。

続いて、議案は決算認定が3件、条例改正が4件、条例制定が2件、補正予算が3件、請負契約締結が3件の計15件でございます。

決算認定は、一般会計、特別会計、上水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

条例関連は、町職員の育児休業等に関する条例、町一般職の職員の旅費支給に関する条例、徴税条例及び町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正、町長等の給与及び旅費に関する条例及び町場外離発着場の設置条例を新たに制定するものでございます。

補正予算は、一般会計、介護保険特別会計、土地開発事業特別会計における、それぞれの所要額を補正するものでございます。

また、請負契約締結は7月31日に仮契約しました、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事、8月25日に仮契約しました、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事及び8月18日に変更仮契約しました、上志比文化会館ホール天井改修工事でございます。

続いて諮問が1件でございます。

諮問第1号は、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、でございます。

以上、本定例会の開会にあたり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第6号 令和6年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、報告第6号、令和6年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、を議題とします。

なお、監査委員より、審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、報告第6号、令和6年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてご報告申し上げます。

財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、実質公債費比率をはじめとする、5つの指標を監査委員の意見をお付して、議会に報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

令和6年度決算における本町の状況は、いずれの指標においても、国が健全と認める基準内となっております。

以上、報告第6号の報告といたします。

詳細につきましては、担当課よりご報告申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） はい、それでは、報告第6号、令和6年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

議案書2ページをお願いします。

5つの指標の状況について、ご報告申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、令和6年度の一般会計等の実質収支額が、5億1,338万6千円の黒字であるため、赤字比率の表示はございません。

なお、参考までに実質収支比率は7.81%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。

町の全会計を合算した実質収支額は、１２億２，６１０万円の黒字であり、赤字比率の表示はございません。

なお、参考までに連結実質収支比率は１８．６６％でございます。

次に、実質公債費比率３か年平均でございます。

令和４年度から令和６年度の平均は７．２％となっており、早期健全化基準である２５％を下回っている状況でございます。

次に、将来負担比率でございます。

令和６年度末時点での地方債などの将来負担額は、基金残高などの充当可能財源額を下回っているため、将来負担比率の表示はございません。

最後に、公営企業における資金不足比率でございます。

土地開発事業特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計の３会計の実質収支額は黒字であるため、不足比率の表示はございません。

なお、３ページから１３ページにかけまして、監査委員からの意見書を添付しております。

以上、報告第６号についてのご説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第５５条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第６号、令和６年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第５ 承認第１０号 令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第６ 承認第１１号 令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第５、承認第１０号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第６、承認第１１号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、承認第１０号並びに承認第１１号の令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

この補正予算につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書の１７ページをお願いします。

まず、承認第１０号について、でございます。

第１条において、歳入歳出それぞれ４５万１千円を追加し、補正後の予算総額を１１３億４，７６７万１千円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、１８ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議員報酬を審議する審議会の委員報酬、引受人不明死亡人の葬祭費用、全国消防救助技術大会の出場旅費を計上するものでございます。

この補正予算につきましては、令和７年７月１０日付にて、専決処分をしております。

議案書の２７ページをお願いします。

次に、承認第１１号について、でございます。

第１条において、歳入歳出それぞれ６６０万円を追加し、補正後の予算総額を１１３億５，４２７万１千円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の予算額は、２８ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

水不足による農作物への被害を防ぐために、渇水対策に取り組んでいる、農業者団体に対する支援措置を講ずるものでございます。

この補正予算につきましては、令和７年７月２８日付にて専決処分をしております。

以上、承認第１０号並びに承認第１１号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 承認案件ごとに審議を行います。

まず、承認第10号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、予算説明資料に基づき、審議を行いますので、8月25日、全員協議会資料8ページ、令和7年度7月10日専決補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは資料8ページ右、一般管理事務所経費につきまして、補足説明させていただきます。

こちら5月30日、議会のほうから、議員報酬見直しの要望を受けましたので、条例に基づく町特別職報酬等審議会を設置するための費用でございます。

会議は、5回を想定しております。

これまで2回開催し、また今月中にもう一度開く予定でございます。

委員の人数及び単価につきましては、条例に規定されているとおりでございます。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

引き続き、担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） はい、それでは財政課関係について補足説明いたします。
8ページの左下をお願いいたします。

財政課は、歳入関係でございます。今回の専決予算の財源につきましては、全額、前年度繰越金による措置でございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

引き続き、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、補足説明を行います。

9 ページ左側をお願いいたします。

社会福祉事務所経費でございます。

墓地埋設等に関する法律の第9条に基づきまして、行旅死亡人、身元不明引受けに関する、火葬管理費用1名分を補正するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

引き続き、担当課の補足説明を求めます。

消防長。

○消防庁（宮川昌士君） はい、消防本部関係よろしくをお願いいたします。

資料の9 ページ右側をお願いいたします。

警棒活動強化事業の特別旅費としまして、8月30日に兵庫県の三木市で行われました、第53回の全国消防救助技術大会への出場に伴います、旅費でございます。

13万1千円を計上させていただきました。

補足とさせていただきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第10号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがいまして、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第11号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について予算説明資料に基づき、審議を行いますので、8月25日全員協議会資料10ページ、令和7年度7月28日専決補正予算説明書をご用意ください。
担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、財政課関係について補足説明いたします。10ページの左下お願いいたします。

今回の専決予算の財源について、でございますが、全額、前年度繰越金の充当でございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元議員。

○6番（金元直栄君） はい、農業のいわゆる活性対策専決処分ということで、本当に早いその対応については、敬意を表するところであります。

ただ、これを見ても、これだけ渇水が異常気温も含めて渇水がされていますけれども、県支出金とか国支出金とかでは、計上されていないわけですね。

国なんかいわゆるテレビ、マスコミなんか見ましても、日常的に渇水の話題が非常に大きい状況を占めていると思います。

それに米の不足分を重なって、さらにというところでもありますけれども、いわゆる国や県でこれに合わせたいろんな事業はやられていますでしょうか。

また、あれば示していただければと思いますが。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 国とか県の事業につきましては、国の事業もあることはありますけど、事業主体が国か県か町でないと駄目だということと、執行が8月1日以降の対策じゃないと、国の補助は認められないという形になっております。

県の補助も、もともと灌漑対策事業という項目がありまして、その中で渇水対策という事業がありましたが今回、仮設工事ですかね、あのポンプというのとか、散水のリース代を補助するという要項がございませんでした。

県のほうも、8月に入ってから要項の見直しをかけまして、そういった仮設のほうも、補助対象とすることとなりまして、2分の1補助という形になっており

まして、今回、うちの対象とした分も、県補助と対象になるものは対象として2分の1、後日、財源組替えのような形で県補助をしていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元議員。

○6番（金元直栄君） 今答弁説明聞いてみますと、いわゆる地方自治体が直接の窓口になりますから、ですけども一番柔軟で、県がその次ぐらいかな、国が一番固いかな、という答弁聞いていて思いますけれども、もともと上への突き上げをやっていないと、渇水こういう異常気象というのは続くでしょうし渇水もあると思います。

起こるところはもう大体決まっています。谷水利用の水田ということで、うちの地域なんかもそうですが、福井市の東側、いわゆる岡保地区も谷水需要が非常に多いので、僕らはもう本当に稲っていうのは、水がなくなると葉がよれるだけじゃなしに、立ってられなくなって潰れます。

そういう状況になっている田んぼが至るところで見られるっていうのも、今回の特徴かなと思っています。

ため池があっても干上がってしまったのでは、もう病的なわけですからそういうことも含めて、もっともっと生の声を県や国に上げていただきたいなと思うところです。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、本当に農家の皆さんのいろいろな声を聞かせていただいて、町も対策できたなと思っています。

これ、短期、中期、長期で考えて、例えば今回、轟地区の融雪の井戸のポンプの切り替えがついていて、渇水対策で切り替えることによって、農業用水に使うことができるっていうのがありました。

融雪があるところは、そういったことも、地元の皆さんと話をしながら、切り替えポンプを中期的にどうやって導入していけばいいのかというのも、していけばいいなと思いますし、また今回改めて融雪も、後ろに大きな山が吉野地区のようなところや、また今回、光明寺、花谷、谷口の山の上のほうの地区、なかなか水が求めることができないと、こういったこともこれからこの温暖化の中で、早い段階で渇水に備えるっていうのも大事で、ため池を早い段階からも溜めておくとかいろいろ、そんなことも皆さんと一緒に考えていかなければいけないなと思いましたので、また引き続き、いろいろなご指導ご鞭撻をいただければと思いま

すので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元議員。

○6 番（金元直栄君） もう活性対策でため池の水の量の問題もありますが、うちの地域なんかは、ため池に水をためるのは、下流域からポンプアップしている状況がありますね。

ところが、電気料が昨年、それまでの倍に上がりました。3 倍だったかな。今年度4 月だけでもポンプ使った4 月は本当に渇水でなかった。でも、かなりの金額になっているということで、あまりポンプを使わないでおこうという発想もありました。

もっとフルに使ってれば、ため池に水をためることができたのですけども、やっぱり4 月ひと月だけで、去年度のうちの土地改良区では3 分の1 ぐらいの電気を使ったので事務局はびっくりして、どうしようかって話になったのですが、そういうことも含めて、もう少し金に余裕がある運営できる土地改良区ならいいのですけども、それもできなかったということで、さらに大変な状況に陥ったのかなと思います、そういうのは行政とも含めていろいろ相談しながら今後、できたらいいなって私は思っています。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

農林課、追加説明ありますか。よろしいですか。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 6 月下旬からの記録的な猛暑と少雨によりまして農産物の水不足が発生しまして、土地改良区や農家組合への支援ということで、水中ポンプの購入や、リース料でポンプの稼働に係る電気代とか、燃料費散水車のリースなどに要した費用の3 分の2 を補助したいと考えております。

なお今回につきましては、特例措置としまして、専決前の取り組みに行ったものにつきましても、補助の対象としておりまして、歳出の補助金6 6 0 万円の増額補正をするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ただいまの説明につきまして、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。承認第11号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 議案第52号 令和6年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第8 議案第53号 令和6年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

～日程第9 議案第54号 令和6年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第7、議案第52号、令和6年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから、日程第9、議案第54号、令和6年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてまでの3件を一括議題とします。

なお、監査委員より、審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました、議案第52号、令和6年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから、議案第54号、令和6年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてまでの3件について、提案理由を申し上げます。

まず議案書34ページ、一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見に付して議会に提出し、認定をお願いするものでございます。

次に、議案書96ページの上水道事業会計並びに、議案書122ページの下水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条、第4項の規定に基づき、決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付して議会

に提出し、認定をお願いするものでございます。

また併せて、同法第32条第3項の規定に基づき、剰余金処分の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第52号から第54号までの提案理由の説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご認定並びにご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

ただいま議題となっております、日程第7、議案第52号から日程第9、議案第54号までの3件を、会議規則第39条第1項の規定により予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって本件を、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第10 議案第55号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第55号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第55号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

議案書145ページをご覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係する二つの条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第55号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第56号 永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一

部を改正する条例の制定について～

～日程第１２ 議案第５７号 町長等の給与及び旅費に関する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１１、議案第５６号、永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１２、議案第５７号、町長等の給与及び旅費に関する条例の制定についての２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第５６号、永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第５７号、永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例の制定についての２件について、提案理由を申し上げます。

まず、議案書１４８ページ、議案第５６号の一般職の旅費条例につきましては、近年の宿泊費などの高騰に対応するとともに、国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容を参酌した、制度見直しに必要な改正を行うものでございます。

合わせて、非常勤特別職の費用弁償条例の一部改正も行っております。

次に、議案書１５２ページ、議案第５７号の町長等の旅費条例でございます。

現在、特別職につきましては、３役と議員双方の給与、旅費及び報酬費用弁償を同一の条例で規定しておりますが、これを別々の条例として整備いたしたく、本条例を新たに制定するものでございます。

議員の報酬、費用弁償等につきましては、現行の条例を改正し、委員に関する規定のみの条例といたします。

いずれの条例におきましても、旅費、費用弁償の内容については、一般職と同様の取扱いとしております。

以上、議案第５６号並びに議案第５７号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議して担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第１３ 議案第５８号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について

～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１３、議案第５８号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第58号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書155ページをご覧ください。

地方税法が、令和7年3月に改正されたことに伴い、税条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第58号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第59号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第14、議案第59号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第59号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書158ページをご覧ください。

道路運送法第4条の規定に基づくデマンド型乗合タクシーを運行するに当たって、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第59号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては第1審議にて、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第60号 永平寺町場外離着陸場設置条例の設定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第15号、議案第60号、永平寺町場外離着陸場設置条例の設定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第60号、永平寺町場外離着陸場設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書 159 ページをご覧ください。

産業と観光の振興を図るため、九頭竜川河川敷右岸と町営第3駐車場を場外離着陸場として位置づけるにあたり、本条例を新たに制定するものです。

以上、議案第60号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第61号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第17 議案第62号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第18 議案第63号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第16、議案第61号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第18、議案第63号、令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第61号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議案第63号、令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの3件について、提案理由を申し上げます。

議案書 170 ページをお願いします。

まず、議案第61号の一般会計では、第1条において、歳入歳出それぞれ1億6,415万2千円を追加し、補正後の予算総額を115億1,842万3千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の予算額は171ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条において、地方債の変更は、174ページの第2表、地方債補正のとおりでございます。

それでは歳出の主なものについて述べさせていただきます。

181ページをお願いします。

中段の款4衛生費、項1保健衛生費では、目に予防費において主に65歳以上の高齢者を対象とした、新型コロナウイルス及びインフルエンザの予防接種に取

り組むものでございます。

下段の款6、農林水産業費、項1 農業費では、目3 農業振興費において、物価高騰対策臨時交付金を活用し、地域振興作物等を対象とした農業者支援を行ってまいります。

182ページをお願いします。

182ページ下段から183ページ上段にかけましての款8 土木費、項1 土木管理費では、目1 土木総務費において、既存住宅の維持や空き家の活用を推進するため、住宅支援対策に取り組むものでございます。

183ページ中段の款8 土木費、項2 道路橋梁費では、目2 道路橋梁維持費において、地区要望や独自パトロールによる確認結果をもとに、合併特例債を活用した道路補修に取り組むものでございます。

下段の款8 土木費、項4 都市計画費では、目2 公園費において、地域からの声を受け、旧上志比中学校プールでの公園整備を推進するため、合併特例債を活用した実施計画を行うものでございます。

184ページをお願いします。

款10 教育費、項2 小学校費では、目1 学校管理費において、教育環境の充実を図るため、合併特例債を活用した小学校施設の改修に取り組むものでございます。

185ページをお願いします。

款10 教育費、項6 保健体育費では、目2 体育施設費において、町民の皆様の健康増進を図るため、松岡福祉総合センター2階スペースにニュースポーツ広場を整備するものでございます。

議案書188ページをお願いします。

次に、議案第62号の介護保険特別会計では、第1条において歳入歳出それぞれ33万5千円を追加し、補正後の予算総額を21億9,369万8千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、189ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

令和5年度の介護保険事業実績に基づく交付金の返還金を計上するものでございます。

議案書197ページをお願いします。

次に、第63号の土地開発事業特別会計では、第1条において歳入歳出それぞれ

れ848万6千円を追加し、補正後の予算総額を1,034万5千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の予算額は198ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

令和8年1月からの東古市地区宅地分譲に向けて、分譲にかかる費用を計上したほか、令和6年度、決算剰余金の一般会計の返還金を計上するものでございます。

以上、議案第61号から議案第63号までの提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第64号 松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第19、議案第64号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第64号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約締結について、提案理由を申し上げます。

議案書204ページをご覧ください。

予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第64号の提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で、審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより、第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは、議案第64号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約締結について、補足説明をさせていただきます。

工事名、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事、契約方法、条件付き一般競争入札、契約金額5,974万9,800円、内、取引に係る消費税及び地方消費税の額543万1,800円、契約相手方、福井県吉田郡永平寺町松岡柴原1丁目88番地、株式会社豊島電工松岡営業所、松岡営業所所長青山貞行でございます。

本案件の概要でございますが、松岡総合運動公園グラウンド、Cコートのナイター照明を水銀燈からLED照明に更新するものでございます。

また、工事期間につきましては、令和8年2月27日までとし、運用開始予定を、令和8年3月としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第64号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第64号の第1審議を終わります。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第64号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第65号 永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第20、議案第65号、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました、議案第65号、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結について、提案理由を申し上げます。

議案書205ページをご覧ください。

予定価格が5千万以上の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項、第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び永平寺町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第65号の提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井圭治君) これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより、第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは、議案第65号、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結について、補足説明をさせていただきます。

工事名、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事契約方法、条件付き一般競争入札、契約金額1億1,616万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,056万円、契約相手方、合同設備工業株式会社松岡出張所、株式会社スカルト、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事、特定建設工事共同企業体。代表者、福井県吉田郡永平寺町松岡江坂2-1-45合同設備工業株式会社松岡出張所所長黒濟健次。構成員、福井県福井市八重巻町13-1株式会社スカルト、代表取締役野坂恒一です。

本案件の概要でございますが、建設後約30年が経過し、老朽化している空調設備の全面改修を行うものでございます。また、工事期間につきましては、令和8年3月18日までとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第65号、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第65号の第1審議を終わります。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。採決します。

議案第65号、永平寺緑の村ふれあいセンター空調改修工事の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第21 議案第66号 上志比文化会館、ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第21、議案第66号、上志比文化会館、ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第66号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結について、提案理由を申し上げます。議案書206ページをご覧ください。

令和7年3月21日に、当初請負契約の議決をいただきました当該工事につきまして、設計内容に変更が生じたので、契約相手方と工事変更、請負契約を締結するにあたり、予定価格が5千万円以上の工事の請負となりましたので、地方自治法第96条第1項、第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第66号の提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより、第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは、議案第66号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結について、補足説明をさせていただきます。

工事名、上志比市文化会館ホール天井改修工事（建築）変更前の契約金額7,635万円、変更後の契約金額7,972万8千円、変更増の金額333万3千円、契約相手方は福井県吉田郡永平寺町春日3丁目76番地1清川建設株式会社代表取締役、清川主税でございます。

本案件の変更概要でございますが、既存天井を解体し、状況を確認したところ、当初設計では予測できなかった箇所に排気ダクトがあり、施工に支障となりましたので、事業者及び工事監理者の福井県建設技術公社、町の3者によって、変更にかかる箇所の施工協議を行い、契約金額の変更を増額したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第66号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第66号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。採決します。

議案第66号、上志比文化会館ホール天井改修工事（建築）の請負変更契約締結についての件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第22 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第22、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

議案書207ページをご覧ください。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月31日をもって、任期満了となるため、以降の委員候補者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦する者の氏名は、南部充洋氏でございます。

南部氏は、現在1期目の人権擁護委員として活躍いただいております、人格識見が高く、人権擁護についてのご理解も深い方でございますので、引き続き推薦するものでございます。

南部氏の略歴につきましては、208ページのとおりでございます。

以上、諮問第1号の提案理由の説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は南部充洋君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって諮問第1号、永平寺町、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、南部充洋君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付いたしました意見書のとおり、答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第23 議員派遣の件～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり、派遣することにいたします。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日9月3日から9月8日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月8日までを休会とします。

なお、9月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日は、どうもご苦労さまでございました。

(午前11時14分 散会)